

守口市立大久保中学校P.T.A規約

第1章 名 称

第1条 この会は守口市立大久保中学校P.T.Aといい、事務所を守口市立大久保中学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は会員相互が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
- (2) 家庭と学校との密接な連絡によって生徒を保護善導する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。
- (4) 学校内に対する、公費の確保に協力する。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする任意の民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で、公選の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) この会は自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、または干渉を受けない。
- (5) 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、次の通りである。

- (1) この学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者。
- (2) この学校の教職員

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第10条 この会の会費は、生徒一人につき、月額200円とする。

第11条 この会の経費は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 この会の経理については別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

第14条 この会の役員は、次の通りである。

- (1) 会長 1名(保護者)・副会長 2名(保護者)
・書記 1名(保護者又は教職員)・会計 1名(保護者)
・会計補 1名(教職員)・会計監査 2名(保護者)
- (2) 役員は、他の役員又は会計監査委員を兼ねることができない。

第15条 役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- (1) 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。

第16条 役員の選挙および就任は別に役員選挙細則を設ける。

- (1) 役員及び会計監査委員の選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会が行う。

第17条 会長に欠員が生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外の役員に欠員が生じた時は、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員資格とその任務

第19条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解を持っている会員で、公選による公職者でない者は第6章の規定に従って、役員に選出されることができる。

第20条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 総会、実行委員会、常任委員会、及び特別委員会を招集する。
- (2) 各学年より選出された、常置委員会の委員を委嘱する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員(指名委員会を除く)を委嘱する。
- (4) 各委員会(選挙管理委員会及び指名委員会を除く)に出席して意見を述べることができる。
- (5) 会長はこの会を代表し、資産を管理する。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第22条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第23条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受けて会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

第24条 この会の経理を監査するために会計監査委員会を置く。

第25条 会計監査委員の選挙、および就任は第16条に準じて行う。選ばれた委員より委員長を選出する。

第26条 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、年間2回以上全会員にその結果を報告する。

第27条 会計監査委員の任期は1年とする。

第28条 会計監査委員は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 総 会

第29条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第30条 総会の定足数は全会員の3分の1以上とする。

ただしやむをえない事情により出席できない会員は委任状を会長に提出しこれに代えることができる。

- (1) 議事は出席会員(委任状は含まない)の過半数の賛成がなければ議決することができない。

第31条 実行委員会、又は会長が必要と認められた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時は、会長は総会を招集する。

第32条 総会は年間2回以上開催する。

第33条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認を総会で行う。

第10章 実行委員会

第34条 実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。ただし決議した事柄は事後の総会に報告しなければならない。

第35条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長、および、校長、教頭をもって構成される。ただし各常置委員会の副委員長を加えることができる。

第36条 実行委員会の任務は次の通りである。

- (1) 会長によって委嘱される各委員会の委員を承認する。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (3) 総会に提出する議案を調整する。
- (4) 必要ある時は特別委員会を設ける。
- (5) その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第37条 実行委員会は原則として毎月1回定例会を開催する。

- (1) 実行委員会の定足数は委員数の2分の1以上とし、決議は、出席者の過半数の同意を要する。

第11章 常置委員会、地区長および特別委員会

第38条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために、次の常置委員会を置く。

- (1) 学年委員会 成人教育委員会

第39条 この会の特定の目的を遂行するために必要ある時は特別委員会を設けることができる。

- (1) 特別委員会はその任務を終えると共に自動的に解散する。特別委員会の委員長は必要ある場合、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

第40条 各常置委員会、および特別委員会の委員長は、それぞれの委員会の互選により選出し、会長が委嘱する。ただし必要に応じて各委員会に副委員長を置くことができる。

- (1) 委員は各学級から、学級委員2名、成人教育委員1名を選出する。

第41条 各常置委員会、および委員の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

- (1) 常置委員会相互間において、委員は、他の委員を兼務しないことが望ましい。

第42条 各常置委員会の任務は次の通りである。

- (1) 学年委員会

学年委員会はその属する学年の会員の意見をまとめて、上級機関に報告し、又学年担任に協力して担任教員と保護者との連携を強化する。

- (2) 成人教育委員会

成人教育委員会は会員の資質向上を計ることを目的とする研究会、講習会、討論会又は講演会等を開催し、併せて地域の社会教育を盛んにすることに協力すると共に、会員に情報を伝達し、会員のレクレーションに関する行事を行う。

第43条 各常置委員会、および特別委員会はその事業計画について実行委員会に計らなければならない。

第12章 改正

第44条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は総会の少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

第13章 個人情報の保護

第45条 個人情報の保護については、守口市立大久保中学校PTA個人情報取扱規則に定めるものとする。

附 則

- ・この規約は令和5年6月16日より施行する。
- ・この規約は平成30年5月10日より施行する。
- ・この規約は昭和48年4月1日より施行する。
- ・この規約は平成12年4月21日より施行する。
- ・この規約は平成22年4月1日より施行する。

役員選挙細則

第1条 この細則は守口市立大久保中学校PTA規約、第6章に基づいて定める。

第2条 選挙管理委員会は、学年委員代表及び教職員代表で構成し、委員の互選によって委員長、副委員長を選出する。ただし、各学年委員長は対象としない。

第3条 告示の日から5日以内に立候補者は立候補の届け出をしなければならない。但し立候補には会員10名以上の推薦を必要とする。

第4条 立候補者なき場合には選挙管理委員会で指名委員会を構成する。

第5条 指名委員会は、役員及び会計監査委員候補者（以下「役員候補者」という）の定数を指名し、総会の7日前までに全会員に報告しなければならない。

- (1) 指名委員会は前項の役員候補者を指名するときは、被指名者の同意を得なければならない。

第6条 役員及び会計監査委員の選挙は総会で直接無記名投票により行う。

第7条 前条により選出された役員及び、会計監査委員は4月1日に就任する。

第8条 選挙管理委員会並びに指名委員会は、総会で役員及び会計監査委員選出後解散する。

第9条 この細則は総会において出席会員（委任状は含まない）の3分の2以上の賛成を得なければ改正をすることができない。

附 則

- ・この規約は平成30年5月10日より施行する。
- ・この規約は平成22年4月1日より施行する。
- ・この細則は昭和48年5月8日から施行する。